

住民監査請求の手引き

○ 住民監査請求とは

住民監査請求とは、市民の皆さんが、市の執行機関（市長、行政委員会、委員）や職員による違法又は不当な財務会計上の行為について、監査委員に対し監査の実施と行為の防止、是正、損害の補填のために必要な措置を求める制度です。

○ 請求ができる方は

大船渡市内に住所を有する方（個人または法人等）です。

○ 請求の対象者となるのは

住民監査請求は、市長、委員会、委員又は職員を指定して行います。

○ 請求の対象となるのは

住民監査請求の対象は、次に掲げる市の執行機関（市長、行政委員会、委員）や職員の違法又は不当な財務会計上の行為です。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課又は徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

○ 請求できる期間は

上記行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することができません。

なお、怠る事実（上記⑤、⑥）を対象として請求する場合は、期間の制限はありません。

○ 請求に必要な書類

住民監査請求には、大船渡市職員措置請求書と事実証明書が必要です。

① 大船渡市職員措置請求書

住民監査請求は、書面により提出することになっています。

書式及び記載内容等は別添のとおりです。氏名欄には自署、押印が必要です。

② 事実証明書

請求の対象となる違法又は不当とする行為の事実証明書を添付する必要があります。(開示を受けた公文書の写しや新聞記事の写しなど。)

③ その他

代理人が請求書を持参される場合は、委任状が必要となります。

また、複数人による請求の場合は、代表者選任届により、代表者を選任いただく場合があります。

○ 請求書等の提出

(1) 提出書類

- ① 大船渡市職員措置請求書
- ② 事実証明書
- ③ 委任状、代表者選任届 (必要な場合に限りませう。)

(2) 提出先・お問い合わせ先

大船渡市監査委員事務局

住所 〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15

電話 0192-27-3111 (内線 332, 334)

(3) 提出方法

直接お持ちになるか、郵送により提出してください。

連絡先 (日中に連絡が取れる電話番号等) をお知らせください。

◎ 請求書を提出する前にご確認ください。

項目	確認事項	チェック
表題	「大船渡市職員措置請求書」と記載されていますか。	
件名	「〇〇に関する措置請求の要旨」と記載されていますか。	
請求の要旨	請求の対象者が誰か特定されていますか。	
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は特定されていますか。	
	財務会計上の行為又は怠る事実が違法、不当である理由が具体的に示されていますか。	
	財務会計上の行為又は怠る事実の結果として発生した市への損害又は損害の発生の可能性が示されていますか。	
	財務会計上の行為又は怠る事実に対する必要な措置が具体的に示されていますか。	
請求期限	財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過していませんか。	
請求者	住所・氏名は記載されていますか。	
	住所は大船渡市内ですか。	
	氏名は自署されていますか。	
	押印されていますか。	
添付書類	違法または不当の事実を証する書面（事実証明書）は添付されていますか。	
その他	「地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。」など請求の根拠条項は記載されていますか。	
	請求年月日は記載されていますか。	
	「大船渡市監査委員あて」とあて先は記載されていますか。	